

# 生産緑地の追加指定申請の受付を開始しました！

## ▶ 生産緑地とは

生産緑地法に基づき、都市農地を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度です。市内の全農地面積のうち約9割が生産緑地の指定を受けています。

## ▶ 生産緑地に指定されると

### 税制の優遇

- ・固定資産税が農地課税（市街化区域畠の約1/500）
- ・相続税納税猶予制度の適用を受けることができる

### 行為制限

- ・原則農業用施設以外への転用不可
- ・30年間の肥培管理義務
- ・行為制限を解除するには、市長に買取り申出※1をする必要がある

※1買取り申出をするには、下記のどちらかの事由が必要です。

- ①指定から30年間経過
- ②主たる従事者の死亡または故障



## ▶ 追加指定申請について

### ○申請提出期限

令和8年5月25日（月）

### ○指定スケジュール（予定）

追加希望の受付開始※2（2月2日）

追加希望の受付締切（5月25日）

指定希望農地の調査（6月）

指定可能農地の決定（7月）

農地の権利者同意取得

都市計画決定手続き（8月～12月）

都市計画決定（令和9年1月1日）

※2 申請受付にあわせ、個別相談を実施します。  
個別相談は随時受付中です。（5月25日まで）  
お問い合わせは、まちづくり計画課  
(042-312-8664) まで

追加指定の詳細については、下記の二次元コードより市HP（1025109）をご覧ください。



# 生産緑地に市民農園を開設しやすくなりました！

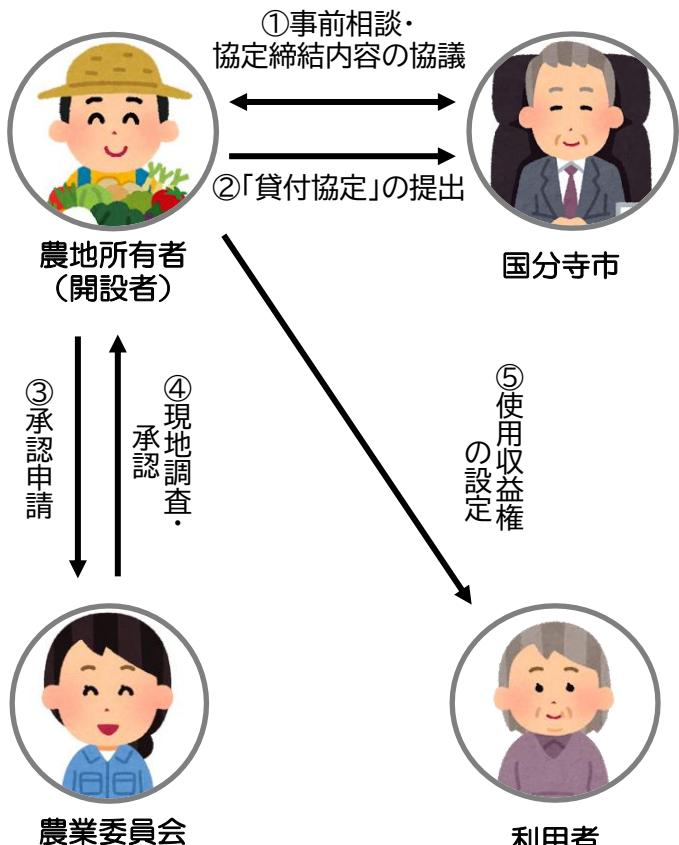


平成30年9月より、生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地についても市民農園を開設することが可能となりました。市民農園を開設中に生産緑地所有者に相続があった場合には、その相続人が市民農園を継続したまま相続税納税猶予制度の適用を受けることもできます。

※相続人が生産緑地の買取申出をするには、貸付規程もしくは契約書等に農地所有者の従事内容を記載し、記載した作業等を実際にを行い、記録等に残すことで、農地所有者が「主たる従事者」として認められる必要があります。

**！貸借期間が終了すれば、貸借していた生産緑地は所有者に必ず返還されます！**

## ▶開設の手続き（農地所有者が自ら市民農園を開設する場合）



- ①事前相談・協定締結内容の協議  
所有者及び市で協定内容について協議します。
- ②市へ「貸付協定」を提出
- ③農業委員会へ承認申請
- ④現地調査・承認  
③の手続き後、農業委員会による現地調査を行います。所有者のお立合いが必要です。その後農業委員会総会で議案審議し、承認を行います。
- ⑤使用収益権の設定

**注意事項**  
相続税納税猶予適用農地については、別途手続が必要となります。

## 問い合わせ先

国分寺市役所（国分寺市泉町2-2-18）



※生産緑地について→3階 まちづくり部まちづくり計画課  
電話：042-312-8664

※市民農園について→1階 農業委員会事務局（経済課）  
電話：042-312-8612

